

令和4年1月1日から 任意継続被保険者制度の見直し 被保険者資格の喪失事由が追加され、任意脱退が可能になります

任意継続被保険者の資格喪失事由として、下記(7)が追加

- (1) 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 死亡したとき
- (3) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
- (4) 被保険者となったとき。
- (5) 船員保険の被保険者となったとき。
- (6) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。
- (7) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

任意脱退による資格喪失が可能になります

任意継続被保険者が資格喪失を申し出た場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

令和4年3月17日 「申出書」を健保組合が受理
↓
令和4年4月1日 資格喪失

※口座振替で令和4年4月分が停止
できず、引き落としされた場合は、後
日返還

令和4年3月4日 「申出書」を健保組合が受理
↓
令和4年3月11日 資格喪失
※保険料未納により納付期日翌日に資格喪失

■保険料を前納した者も任意脱退は可能

前納に係る期間の経過前の資格喪失であれば、未経過期間に係る前納保険料は返還されます。

👉 不明な点は、神戸機械金属健康保険組合(☎078-360-5131)までお問い合わせください。